

苜中府宮宛て信長定書

Nobunaga's Ordinance for the Fuchūfumiya Shrine

安 野 眞 幸*

Masaki ANNO*

【論文概要】

本稿は元亀二年に信長が「苜中府宮」に宛てて出した定書を分析したものである。「苜中府宮の市場」は六齋市で、この法令全体は限りなく楽市令に近いものである。市場は関所の機能も備えており、この朱印状発布の目的は一向一揆への対抗であった。

【キーワード】

国府宮 織田信長 元亀争乱 一向一揆 経済戦争 塩・相物 六齋市 国衙市

目 次

1. はじめに
2. 史料と説明 1) 史料 2) 説明
3. 舞台と登場人物 1) 苜中府宮の地理 2) 特権商人と振売商人
4. 時代的背景 1) 元亀二年という年 2) 信長と一向一揆
5. 課題と方法 1) 本稿の課題 2) 分析の視角
6. 定書の分析 1) 市場と関所 2) 三カ条の解釈
7. むすび

1. はじめに

ここでは元亀三年（1571）九月付け「苜中府宮」宛て信長定書三カ条Aを取り上げ、「苜中府宮の市場」を論じたい。私がこの文書を取り上げた大きな理由は、先人奥野高廣氏の「俵物」に関する見解を見直す作業の中で、この定書第三条に「俵子・しおあいもの」を見つけたからである。しかしながら、結論を先に云えば、この場合は奥野氏の云う〈俵子=米〉説が正しいと思う。歴史における多様な事実を、それぞれに応じて特殊具体的に捉えることが、やはり何と云っても大切なのである。

今ここで問題とする「苜中府宮」は、中世には「府中宮」、信長以降は「高之宮・光之宮」、近世には「国府宮（こうのみや）」と呼ばれ、現在愛知県稲沢市にある「尾張大国霊神社」のことである。旧暦の十二月三日の裸祭りでも有名である。古代律令時代、国司の重要な任務は国内各神社への参拝に

あった。この神社はこのことと密接に関わり、尾張各地の神社の神々を国衙近くに勧請して出来た「総社」である。稲沢市は古代、国府が置かれた中島郡に属していた。

「国府宮」は現在、尾張平坦地域の中心部にあるが、ここは古くは木曾川の氾濫原で、周辺は自然堤防と後背湿地とからなっていた。稲沢市は江戸時代以来、自然堤防上に作られたハウレン草、大根などの蔬菜類や苗木・植木植林で有名で、冬の寒い伊吹おろしで干し上げて作られた「切り干し大根」が戦前までの特産品だった⁽¹⁾。冬の寒さと夏の暑さが根を良く張らせることから、ここは苗木作りに適しており、今では苗木・植木の町として有名で、国府宮神社には植木市も立つという。

これまで私は、文書の受取手の側に主体性があるとして、信長文書を中心に分析を続けてきた。しかしこの文書の場合、歴史の舞台となった場所や時間との関係では、受取手の「苜中府宮」やそ

*弘前大学教育学部社会科教育教室

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

の「市場」の側に強い主体性を見出すことは出来なかった。楽市令をめぐる論争を、法令発布者側に主体性を見出す藤木久志氏の見解⁽²⁾と、むしろ法令の受取手の側に主体性があるとする池上裕子氏の見解⁽³⁾との対立と纏めることができるとすれば、この場合は藤木説に従うとなろう。

この考察を通じて浮かび上がってきたことは、商人に対する人身の自由・平和と云うことである。今後ともこの問題を追求することで、分析を続けて行きたい。

2. 史料と説明

1) 史料

この朱印状Aの形式上の宛名は「苜中府宮」であが、事書き三カ条は何れも「当市場」を対象としている。それ故、この定書の実際の対象は「当市場」で、この文書は「苜中市場宛禁制」「織田信長尾張苜中府宮市場定書」と名付けられている。この文書は奥野高廣著『織田信長文書の研究⁽⁴⁾』、佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五卷武家法Ⅲ⁽⁵⁾』、『愛知県史 資料編11 織豊1⁽⁶⁾』などに収録されている。文書の保存状態は良好で、三者間に翻刻の異同はない。

ここでは最新の『愛知県史』に従う。これには「織田信長、尾張国大国霊社に、市場の諸役免除などの定書を出す」との表題があり、尾張大国霊神社文書とある。次に文書Aの全文を掲げたい。

A

定 苜中府宮

一、当市場諸役免許之事

一、郷質・所質不可執之、押買・狼藉すへからさる事

一、俵子・しほあひもの可出入事

右条々、違背之輩あらは、速可処嚴科者也、仍所定如件

元亀貳年九月日（「天下布武」重郭朱印）

2) 説明

奥野氏は『織田信長文書の研究 上』の中で、この文書Aの書き下し文を記した後で、次のように説明⁽⁷⁾している。

【説明】

苜(府)中府宮は、尾張(愛知県)の国府宮のことで、愛知県稲沢市国府宮に鎮座。大国霊神社で、総社明神、御玉明神・角玉神社ともいった。

尾張国の総社として崇敬のあつた神社である。自然と市場も早くから開設されていたのであろう。信長はこの市場の全ての負担を免除し、郷質(郷で抵当権を執行すること)や所質(場所をえらばず抵当権を執行すること)をとること、不法に買入れることや狼藉をしてはならないとし、俵子(白米の俵)・塩相物(塩魚)を出入さすことを認めた。

この説明で明らかなことは、奥野氏は第一条の「当市場諸役免許之事」を〈市場の全ての負担の免除〉としていることである。これは『愛知県史』にある「市場の諸役免除」と云う表題とも共通している。第二条「郷質・所質」については、現在では研究が進み、奥野説に異論もあろう。第三条の「俵子」を〈白米の俵〉とするのは、既に別稿でも論じた⁽⁸⁾ように、奥野氏の『織田信長文書の研究』における一貫した捉え方で、この点に私の当初の関心もあったのである。

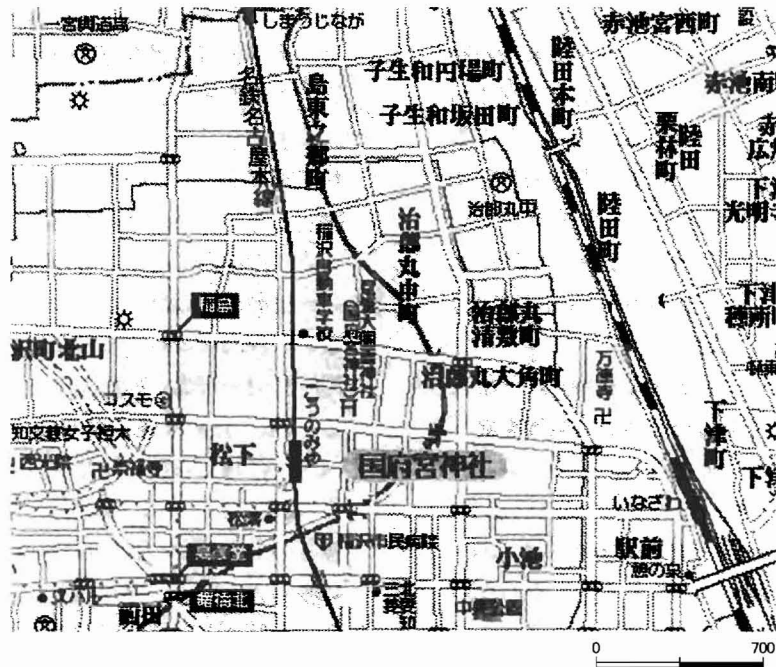
3. 舞台と登場人物

1) 苜中府宮の地理

木曾川は美濃加茂市の所で飛驒川と合流するが、ここから犬山までは「日本ライン」の溪谷で、犬山を過ぎると「木曾川八筋」の分流地帯となる。近世の「御囲堤」成立後、木曾川は尾張に流入しなくなったので、古い時代の尾張内陸水路を復元することは困難だが、ずっと古い昔は「国府宮」のある「中島郡」は木曾川の中洲の島であっただろう。「清須」を流れる「青木川・五条川」も、織田弾正家の根拠地「勝幡」を流れる「三宅川」も中世以前は木曾川の支流であった。

天文二十二年四月、信長がまだ那古野城にいた頃、「国府宮」の北西、刈安賀の「聖徳寺」で齋藤道三と会見した。『信長公記』には信長が道三からの会見要求に応じて「上総介公、御容赦なく御請けなされ、木曾川・飛驒川、大川の舟越し打ち越え、御出で候。富田と申す所は、在家七百間もこれある富貴の所なり⁽⁹⁾」とある。この「木曾川・飛驒川、大川の舟越し」は、三宅川等々の「木曾川八筋」を指しており、当時は主流・支流を区別していなかったと思われる。

「三宅川」は古くは犬山辺りから南南西に流れて勝幡に至り、「黒田川」と合流して日光川となり伊勢湾に注ぐのだが、「三宅川」は勝幡に行く途中で、



マピオンー「愛知県稲沢国府宮4丁目」付近図

1/21000

二度にわたり南北に大きく蛇行する。「国府宮」の西南方向、三宅川の大蛇行部には国分寺がある。他方「国府宮」の東、青木川と五条川の合流点は「下津」で、室町期にはここに守護所があった。それ故「国府宮」の地域は中世には国衙領・公領で、信長は尾張を統一した段階で、ここを直轄領としたと思われる。

「国府宮」の近くを「大江用水」「福田川」が流れている。大江用水は青木川から水を引き、蟹江に抜けるが、これは古代尾張守であった大江匡衡が後背湿地の「芦葦卑湿の地」の治水と開田を目的として開いたとの伝説がある。大江用水が「国府宮」の東から南へと流れていることから、「国府宮」は北に自然堤防上の森を背負い、南には水田や後背湿地が広がり、東西は少し離れて尾張を縦断する「青木川」と「三宅川」が流れ、水陸交通の要衝に位置していた。

佐々木銀弥氏は論文「鎌倉・南北朝時代の国衙と商業⁽¹⁰⁾」で〈国衙市〉の存在を主張し、尾張では「国衙市を中心とする市場網」が形成されていたとした。具体的には、下津を中心とした下津五日市・国衙下津市・萱津東宿市・海東上荘市・八瀬市・牛野郷東本地市等々である。小林健太郎氏も尾張における「16世紀後期の中心村落網⁽¹¹⁾」を明らかにし、佐々木説を補強した。ここでわれわれが問題とする「荷中府宮の市場」は国衙市の十六世紀的な在り方と考えられよう。

海東上荘市が甚目寺の門前市で、八瀬市も国分寺の隣にある市神社と密接な関係にあることから、「荷中府宮の市場」も国府宮の門前市場、鳥居前市場⁽¹²⁾と考えられよう。「三宅川・五条川・青木川は舟運が盛んで、三宅川に面する尾張大国霊神社の別宮に海上神としての宗形神社があり、青木川沿いの下津にも住吉神社がある⁽¹³⁾」とあり、「宗形神社」と「住吉神社」とを結ぶ東西の陸路が三宅川と青木川の水運を結び付け、「国府宮」の参道はこの社会経済の道と直交していた。

この道を現在の地図上に求めると、JR「いなざわ」駅と名鉄名古屋本線「こうのみや」駅とを結ぶ道路に相当しよう。「いなざわ」駅の東側は下津である。中世にはこの「国府宮」の近くを墨俣・下津・清須・萱津を通る「鎌倉街道」が通っていた。中世の鎌倉街道は近世の「美濃街道」とほぼ重なるが、戦国時代には下津近くで美濃街道と岐阜街道とが分岐していた。この中世の鎌倉街道・近世の美濃街道は、恐らく上記の社会経済の道と一致していよう。

「荷中府宮の市場」は東西に走るこの社会経済の道を基盤に成立しており、ここには東国の後北条氏の領国に於けるのと同様な、定期市の六斎市が立っていた。

2) 特権商人と振売商人

奥野氏は第三条の「俵子・しほあひもの」を

〈俵子＝白米〉とし、「出入すべき事」を〈出入さすことを認めた〉としている。この〈出入りの許可〉では「違背之輩」に対する罰則規定の意味が不明確となるので、これはむしろ「俵子・しほあひもの」を商う商人に対し、市場への出入りを命じたものとなろう。また奥野説の〈俵物＝白米〉に対して、私は「熱田八カ村宛て信長制札」では〈俵に入れて運ぶ商品一般〉とし、「瀬戸宛て信長制札」では「白俵物」を《塩》とた。

豊田武氏が云うように「塩と塩相物」は「中世商品の大宗たるの地位を占め…僅かの隙間を縫うて、山間僻地の市場まで姿を現し…その取引は中世商業の核心をなした⁽¹⁴⁾」のだから、この「俵子」は《塩》を指し、「俵子・しほあひもの」を《塩・魚》と考えてみたい誘惑に駆られる。しかしながら、信長領国のうち、尾張と美濃は「貫高制」の世界で、近江は「米高制」の世界だった⁽¹⁵⁾という。貫高制の前提には「代銭納」や市場での「米の換金」の問題が存在したはずである。

それ故「苅中府宮の市場」が濃尾平野の真ん中の農村地帯にあるからこそ、むしろ奥野氏の云う〈俵子＝米〉説が成立すると思われる。天文廿三年十一月十六日付の祖父江五郎右衛門宛て信長判物⁽¹⁶⁾には「俵子船壱艘之事、諸役等令免許上者、無異議可往反者也」とある。祖父江氏は同じ中島郡の土豪で、信秀の時代から織田氏の「蔵入地の代官⁽¹⁷⁾」であった。それ故この「俵子船」は《塩船》よりもむしろ年貢米の輸送に当たった《米船》と考える方が自然であろう。

またこれとは別に、次のような天正二年の織田信忠判物D⁽¹⁸⁾がある。

D

質酒為商売、從津島、太田迄、河舟壱艘・俵物
已下往還事、不可有相違、郷質・所質・諸役等
不可有之者也、仍状如件

天正

壬十一月廿八日 信忠(花押)

服部

木曾川の津島・太田(美濃加茂市)間を航行した服部の舟は、一方では「酒商売のため」に「俵物」を積んだとある。この場合の「俵物」は、酒の原料から《米》と思われる。津島五カ村には「米之座」「今市場」があり⁽¹⁹⁾、御師たちの集めた初穂の《米》はここで販売されたと思われる。他方「質のための俵物」となれば、〈俵に入れて運

ぶもの〉一般を指し、上り荷は「塩を含む海産物」で、下り荷は「米などの農産物」「内陸部の生産物」と考えられよう。

以上から「俵子」は《米》、「俵物」は〈俵に入れて運ぶもの〉という仮説を、ここでの一応の結論としたい。それはともあれ、この「苅中府宮の市場」の場合には、漁村の特産品で、この地では非自給的な「しほあひもの」《塩・魚》と、農村地帯の代表的な自給作物の《米》を取り扱う商人が、同時に同一市場への出入りを命ぜられたことになる。《塩・魚》は販売が中心であるのに対して、《米》はむしろ買い付けが中心と思われる。

「塩相物」にしる《米》にしる、どちらの商品を扱うのも、信長権力の強い保護下にある御用商人・特権商人という共通点があったと思われる。ところで永原慶二氏は戦国期東国の商人を次の四つのタイプに類型化⁽²⁰⁾している。

- I) 中央的商人…京下り、堺・伊勢商人、大名と結ぶ海賊商人。
- II) 政商(商人司)タイプ…城下や領内の中心的港津に定住し、大名権力と密着して、領外・領内に広く営業活動を繰り広げるもの。蔵田(越後)、友野・松木(駿河)、宇野・賀藤(小田原)、組屋(小浜)など。
- III) 六斎市巡回商人…支城下・市町に本拠を持ち、年貢米の換金や輸送に関わるとともに、大名から領国内での営業活動について「一ヶ月馬何匹諸役免許」のような形での特権を受けているもの。甲斐の末木氏など。
- IV) 小規模商人…連雀役の対象となる小規模巡回商人、市町の小規模店舗商人。

当時の信長の領国内にこの四類型を求めると、堺の商人で畿内の《塩》の流通を一手に引き受けた今井宗久はI)のタイプに、熱田の加藤図書介はII)のタイプに、前述の祖父江五郎右衛門はIII)のタイプに対応しよう。

拙稿「瀬戸宛て信長制札⁽²¹⁾」で取り上げた、熱田から信州にまで《塩・魚》を運んだ遠隔地商人たちは、信長の保護下にあった特権商人で、恐らくはII)のタイプに属し、いわば信長を「本所」とし、この瀬戸宛て制札の発布以前において、既に「諸役免許」と云う形で、信長より国内往還の自由の特権が認められていた。しかしながら、信長の権威を以てしても、瀬戸物市への出入りは瀬

戸側から禁止され、「横道商馬」と云う形態を余儀なくさせられていたのである。

一方、瀬戸物市に出入りする「諸口商人」たちは、長いこと松平・今川の保護下にあったことから、この制札発布以前に於いては、信長領国内での往還の自由は認められていなかった。《瀬戸物》を取り扱った商人の中でも、制札の受取人はⅡ)のタイプだが、「諸口商人」たちはⅣ)の連雀商人となろう。瀬戸宛て信長制札は、瀬戸に於けるこの二種類の商人集団の対立を前提として、成立した。これと同じことが「苜中府宮の市場」においても認められよう。

《米》を取り扱った特権商人はⅢ)のタイプであろう。また「塩相物」が《塩・魚》で、熱田「魚市場」から搬送されたとする、五条川を萱津から下津までか、三宅川・大江川等を遡ったと想像される。これらを取り扱った遠隔地商人はⅡ)のタイプに属していたと思われる。信長が彼らからの反発を予想していないのは、彼らが特権商人として、既に信長の保護下に入り、国内往反の自由、市場に於ける「諸役免許」特権等を既に認められていたからだと思われる。

つまりこの定書に登場するのは、①信長の保護下にあり、信長を「本所」とし、信長より国内往還の自由の特権を認められ《塩・魚》や《米》を商う商人たちで、永原氏の云うⅡ)の「政商(商人司)タイプ」や、Ⅲ)の「六斎市巡回商人」タイプの商人たち[本稿ではこれを〈遠隔地商人〉・〈特権商人〉と呼びたい]と、②「苜中府宮の市場」に出入りするⅣ)のタイプの連雀商人たち[本稿ではこれを〈小売商人〉・〈振売商人〉と呼びたい]の二種類の商人たちで、彼ら相互の対立の中でこの定書は出されたのである。

4. 時代的背景

1) 元龜二年という年

元龜元年に織田軍の主力が近江で浅井・朝倉の連合軍と対峙しているとき、長島では一向一揆が蜂起し、信長の弟で小木江城主の織田信興は戦死した。この定書の出たのと同じ年の元龜二年五月には、信長は長島を攻撃するが手痛い反撃を受けた。同じ年の九月には、信長は比叡山・坂本を焼き討ちした。つまり、この文書の出された元龜二年という年は、信長にとって、大きく云えば「元龜争乱」と呼ばれる本願寺・浅井・朝倉等々の対

信長包囲網との死闘の年なのである。

織田信長と苜中府宮との関係を示すものに、永禄七年の制札B⁽²²⁾がある。国府宮は古代には国司の、鎌倉時代以後は守護の保護・管理下に置かれており、永禄七年、信長がほぼ尾張一国を統一した段階で、信長が苜中府宮の修理に責任を負うと宣言したのがこの制札Bである。これは、尾張国主としての自覚に基づき発給されたもので、国府宮神社の社頭の高札場に掲げられたと思われる。もっとも信長が正式に尾張守に補任されたのは岐阜を攻略した永禄十年のことである。

B

定 府宮

一、当所社頭及大破間、毎年舞・猿楽勸進銭を以、可加修理事

一、於芝居喧嘩・口論令停止事

一、ねすみ戸、限奉公人可為請銭之事

右条々、於違犯之輩ハ速可処嚴科者也、仍下知如件

信長公

永禄七年五月 日

御判

第一条には、「舞・猿楽」が「勸進」の対象で、その木戸銭が神社の「修理」のための財源となったとある。戦国時代に入り、室町幕府の力が衰えると、能楽の四座を始め弱小の猿楽能の座は地方の有力者たちを頼って下向した。猿楽座の「日吉大夫」一座は信長の庇護下に入った⁽²³⁾という。制札Bはこの事実と関連していよう。第二条は芝居の場での平和を命じたもので、第三条の「奉公人に限り請銭たるべきの事」から、見物人には「奉公人」が多かったのだろう。

この文書は、かつては国衙領で守護の直轄地であった「国府宮」の地が、尾張における武家文化の中心地として、依然として重要な位置を占めていたことを示している⁽²⁴⁾。しかしながら、武家文化の中心地としての「国府宮」の位置は、近世には熱田神宮にとって変えられた。現在愛知県では熱田神社境内にある能楽堂が有名だが、国府宮神社の正月の翁舞いは、熱田から舞人がやって来て舞うという。これは恐らく、近世の尾張徳川藩時代から始まった伝統であろう。

ところで、尾張は真言宗の盛んな地域で、特に中島郡は著しかった。下津の「国府山阿弥陀寺」はもとは真言宗の寺であったが、文明年間に真宗大谷派・本願寺派に改宗した。信長は永禄五年に、

この下津の阿弥陀寺に対して、次のような判物 C⁽²⁵⁾を出した。

C

当寺如前々、門家并末寺共申付上、裁許可在之、猶不可有相違者也、仍状如件

永禄五

七月廿一日

信長(花押)

下津

阿弥陀寺

これについて、奥野氏は「門家並に末寺ども申し付くる迄に(ほどに)、裁許あるべし」と読み下し、(引きつづき門家(寺内)と末寺を支配させた判物である)と説明している。この(門家(寺内))から、奥野氏は阿弥陀寺には下津五日市・国衙下津市等を吸収した寺内町が形成されていたと考えていたようである。この阿弥陀寺は、天正年間には長島の一向一揆と共に信長によって焼討ちされた⁽²⁶⁾と云う。一方、前述した刈安賀の「聖徳寺」にも六斎市があった。

「聖徳寺」の六斎市は、小牧・長久手の戦いの際、秀吉等の出した文書から確かめることが出来る⁽²⁷⁾が、この当時既に存在していたと考えてよいだろう。この寺は本願寺派の寺ではあるが、元亀元年十一月には一向一揆に関与しなかったことで信長から賞賛された。以上の分析から、信長は当時尾張の支配者ではあったが、尾張の西部から中島郡にかけて、一向一揆の勢力は浸透し、対信長包囲網は尾張国内にも存在していたと纏めることが出来る。

2) 信長と一向一揆

三浦圭一氏は「戦国期の交易と交通⁽²⁸⁾」について、幾つもの事例を検討した後に、「全国の幹線道路は《公界》の理念のもと、戦国大名のみならず、在地領主・小領主層の連合勢力によって実質上私的支配下におかれようとする傾向を辿っていた」と纏められた。これを受けて鍛代敏雄氏は、戦国期の交通障害が「路次封鎖・路次狼藉・所質・荷留・関所」等の形を取ったと論じ⁽²⁹⁾た上で、本願寺が地域領主に対し礼物や礼金を贈り、交通の安全を図ったことを明らかにされた。

近世初頭の俳人松永貞徳は『戴恩記⁽³⁰⁾』で、信長が足利義昭を奉じて上洛する直前の京都の有様を次のように述べている。これは平和な徳川時代との対比の中で述べたものではあるが、戦国期の

道路事情・交通障害を伝えたものでもある。

我等生まれしよりこのかた、度々の兵乱ありし時は、町々の門戸をかため、辻々に堀をほり、或いは新関をすえ、或いは逆茂木を引き、かりそめの往還も自由ならず、まして近国・他国の便宜もきかず、雑説のみ多くて、あけ暮肝をけし、財宝をかくし、逃所を求めて侍りし。

ここからは「戦国時代には交通は途絶え、経済状態は逼迫し、社会不安は募った」とのイメージが生まれよう。確かに平和な江戸時代とは異なった社会であったことは間違いない。しかしながら、「門戸・堀・新関・逆茂木」などが一時的な「交通の途絶」をもたらしたとしても、戦国時代は日本史全体の中では、都市や流通経済の発展した時代に当たり、その点で、この時代の流通経済を考える上では、信長の行った「関所の廃止」や「楽市楽座政策」が問題となるのである。

信長は幹線道路に対する「在地領主・小領主層の連合勢力」の「私的支配」を否定し、領国内の関所を廃止し、「知多郡・篠島」の商人や「瀬戸」の「諸口商人」等々、様々な商人に対して「分国往還之自由」を与えることで、道路交通に生活の糧を求める運送業者、商人たちの解放者として立ち現れていた。『信長記⁽³¹⁾』には「関所の廃止」について「天下万民のため」「万民を安んずる事は国家を保つ者の楽しみとする所なり」とあり、さらに『信長公記⁽³²⁾』では次のように説明している。

且天下の御為め、且往還の旅人御憐憫の儀をおぼしめされ、御分国中に数多これある諸関所役上げさせられ、都鄙の貴賤、一同に忝しと拝し奉り、満足仕り候らひ訖んぬ。

当国の諸関、取分け往還の旅人の悩みたる間、末代に於いて御免除の上、向後関銭召し置かるべからざるの旨、堅く仰せ付けらる。

永原氏の明らかにされたように、この時代の商人たちは幾つものタイプに分けることが出来、活動の範囲、資本などに多くの差があったことは当然である。私もまた本稿に於いては、(特権商人)と(振売商人)の二種類に分けて議論を進めてきた。しかし信長個人に於いては、「天下万民」とか「往還の旅人」として、商人たちを一括して捉えていたことは明かで、またこのことが、これらの記録

者に、全ての商人たちに対する解放者としての信長像を描かせたと思われる。

他方本願寺が、信長のこの道路政策に対抗して、交通安全の保証者として立ち現れるためには、「在地領主・小領主層の連合勢力」を再び本願寺側に組織する必要があった。そのためには「一向一揆」の蜂起が必要であったのではあるまいか。それ故石山戦争の本質は、道路交通に生活の糧を求めていた運送業者たちや商人たちを、信長と本願寺のどちらが自己の側に組織するかの問題であった。信長の支配下に入ることは、俗人としての在り方をそのまま認めることであった。

他方、本願寺の支配下に入ることは、これまでの「神人・供御人・寄人」と言う中世的な形態の連続線上にあり、「権門高家」の保護下にあった形態の存続を意味し、「門徒」という宗教上の外皮が必要であった。また「一向一揆」の蜂起の呼びかけに応える義務があった。道路に対する私的支配を否定する信長の交通路支配の貫徹は、「神人・供御人・寄人」の形態から、城下町の住人、町人身分へと纏めることが出来、本願寺の交通保全の在り方を旧勢力側へと追いやったのである。

長島の願証寺は、桶狭間の戦いをピークとする信長と今川氏との対立の中では、今川側に与し、信長と軍事的に敵対した。美濃の齋藤氏との戦いの際も、稲葉山城を逃げ出した龍興を匿うなど、悉く信長と対立した。それ故、石山戦争の際して長島一揆が信長と対立したのは、これまでの長い経緯から考えて当然であった。しかしながら、かつて河野門徒と呼ばれた人々が「門徒」として一揆を選択するか、「商人」として信長の保護下に入るかは長島一揆とはまた別の問題であった。

5. 課題と方法

1) 本稿の課題

佐々木銀弥氏は論文「楽市楽座令と座の保障安堵」第5表 楽市楽座記載を欠く「楽市楽座令一覧」⁽³³⁾にこの法令Aを掲げた。一方私は、既に「免許」とは一義的にイコール「免除」とはならない旨を主張した。「免許」する側と「免許」を受け取る側との間で、何らかの交渉・要求があり、権力者側がその要求を認めたとき、初めて「免許」の言葉が発せられるとした⁽³⁴⁾のである。それ故この場合も、苜中府宮の側が「当市場」に何を要求したのか」が解釈のポイントとなる。

もちろん、市場に支配権を持つ苜中府宮側が「諸役」徴収の許可を求めることも、一つの解釈しては可能であろう。しかしそれは第一条のみに注目した、近視眼的なものの方で、文書全体を眺めると、この定書は一つ書きの三カ条があった後で「右条々、違背之輩あらは、速可処厳科者也、仍所定如件」と言う結びの言葉に注意を払うべきである。大事なのは「違背之輩」を問題としている点である。ここから、第二条の「質取り」や「押買狼藉」を理解することはたやすい。

それ故第一条も、市場側が「諸役」を徴収しようとするのに、支払わない人が出た場合と考えるよりも、むしろ通説通り、後北条氏や徳川氏の楽市令と同様、本座等がこの市場内に「市座」を持ち、座役銭を徴収することを禁止したものと理解するのが一番自然であろう。多くの楽市令に「諸役免許」の文言が見られ、「諸役一切不可有」とある楽市令もある。これらの場合の「諸役免許」は「諸役免除」の意味であろう。この点からも当該定書は楽市令に近いと云えよう。

後北条氏や徳川氏の多くの楽市令には「諸役免許」「質取り」「押買狼藉」三項目がある⁽³⁵⁾。「苜中府宮の市場」が六斎市であったことも、これら東国の楽市場に近かったことになる。それ故この法令は佐々木氏の云うとおり「楽市文言のない楽市令」で、元亀二年以前、既に苜中府宮には定期市が成立していたが、この法令によって楽市化したと考えてよいだろう。言い直せば、第一条は「当市場、楽市楽座たる上ハ、諸役免許之事」の下線部省略形と理解できよう。

もしもそうであるなら、「諸役免許」を記した市場令の多くはこの類型に入ろう。しかし織田氏の「楽市令」は加納・金森・安土の全ての場合にわたって、六斎市ではなく、都市を舞台としている。ここから東国大名の「楽市令」と織田氏の「楽市令」とを同列に取り扱うには慎重さが必要であろう。また、天正十三年相模荻野新宿宛ての後北条氏「楽市令」は「押買狼藉」「借錢借米」「喧嘩口論」の三カ条のみで構成されており、なぜかこの「諸役免許」項目を欠いている。

以上から「諸役免許」項目は「楽市令」の必要条件ではあっても、必要充分条件であるとは云えず、「諸役免許」の文言が存在することから、直ちにこれを「楽市令」だとは断言できないと思う。それ故、この定書には楽市文言を欠いており、「楽市文言のない楽市令」だとするには慎重でありた

いと私は思う。しかし第一条の「諸役免許」項目、第二条の「郷質・所質」項目、「押買狼藉」項目の存在から、この定書は〈限りなく楽市令に近い〉こともまた否定できないのである。

一方、定書第三条「俵子・塩相物出入」項目は他の「楽市令」には見られない、この定書のみ見られる独特な項目である。豊田武氏が云うように「塩・塩相物は、中世商品の大宗たる地位を占めていたのだから、「出入すべき事」のような明示がなくとも、どの市場にも「塩・塩相物」は登場したはずである。それ故、なぜ当文書Aに明記されたのか〈ことさら明記した意味は何か〉が改めて問題となってくる。以上から、第三条の分析こそが本稿の課題だとなろう。

2) 分析の視角

この法令が出た元龜二年とは、信長が対信長包圍網に対し決定的な軍事的優位を築けない時期に当たっている。このことは、この時から対石山戦争に向けた戦線の再構築が始まったと考えることが出来よう。一方、〈楽市令とは敵側の経済をそぐために国境近くに作られたもの〉との豊田武氏の考えがある。下津の「阿弥陀寺」寺内町や刈安賀の「聖徳寺」六斎市に対抗し、それらの経済力を削ぐため「苜中府宮の市場」を楽市化したと考えれば、この定書が見事に説明される。

第三条「俵子・塩相物」の項目は、他の楽市令には見られず、この朱印状の特徴である。「出入すべし」の反対は、「俵子・塩相物」の〈荷留〉〈米留・塩留〉である。こう考えると第三条の意味が分かってこよう。つまり信長は周辺の「阿弥陀寺」寺内町や「聖徳寺」六斎市に対して〈荷留〉〈米留・塩留〉を行い、逆に「俵子・しほあひもの」は全て苜中府宮の市場にのみ「出入すべし」と命令したと考えれば、持久戦としての経済戦争・経済封鎖の様相が見えてくる。

豊田氏が『日本中世商業史の研究⁽³⁶⁾』で、経済封鎖としての〈塩留〉に注目したことは、氏の生きていた昭和初期の現実の戦争が、総力戦・ABC包圍網などであったことを彷彿とさせる。しかし「元龜争乱」もまた経済戦争という側面を持っていたことは否定できないであろう。同じ元龜二年正月に出した、信長の木下秀吉宛て「人留令」G⁽³⁷⁾や、翌年の元龜三年の金森宛て楽市令第二条H⁽³⁸⁾には、これと同様な経済封鎖・道路封鎖の性格を認めることが出来よう。

G

従北国大坂へ通路之諸商人、其外往還之者之事、姉川より朝妻迄之間、海陸共に堅可相留候、若下々用捨候者有之ハ、聞立可成敗之状如件

正月二日

信長(花押)

木下藤吉郎とのへ

H

一、往還之荷物、当町に可着之事

金森は琵琶湖を挟んで坂本と相対峙する場所にあり、しかも前年にその坂本を焼き討ちしたのだから、金森楽市令には莊園領主、座の本所としての比叡山や一向一揆に対抗する性格があったと考えることが出来よう。Hは通し馬・中馬のような形で、金森を通過する荷物に対して「当町へ着くべし」と命令したもので、金森の間屋に荷物の伝送を命じる、伝馬制度の始まりと私は思うのだが、どうであろうか。〈荷留〉、〈人留〉は「入り鉄砲に出女」と云う近世の関所の役割を先取りしたものである。

中世の関所とはイコール経済関であると考えれば、これらの〈荷留〉〈人留〉は特異な存在に見えてくるが、各道路に軍事・警察関が存在していたと考えれば、理解は容易であろう。それ故この「苜中府宮の市場」に、軍事・警察的な機能を持った関所があったか否かが次の問題となる。

6. 定書の分析

1) 市場と関所

現在の学問の世界では、六斎市と関所とを結びつけるのは突飛なことと思われる。しかし六斎市にも「商人宿」の施設があり、この「宿」が「関」の機能をも兼ねていた⁽³⁹⁾とするなら、理解出来るのではあるまいか。宿の有徳人が市場の開催に大きな力を持っていたことは、今川領江尻の例⁽⁴⁰⁾からも確かめることが出来る。後北条氏が楽市化した世田谷新宿の場合も、文書の所有者、大場氏は近世には代官屋敷の主で、世田谷新宿の有徳人であったと思われる。

この「苜中府宮の市場」にも有徳人としての「宿」の存在を考えてよいのなら、この第三条の「俵子・しほあひもの出入すべき事」によって、この「商人宿」が「俵子・塩相物」を取り扱う特権商人たちの定宿として、遠隔地の流通との結合が保障され、米や塩相物の「卸問屋」としての活動が事実

上許可されたと理解出来よう。第三条自身は直接には遠隔地商人、特権商人に対する命令ではあるが、「苜中府宮の市場」側にとっては、「宿」「問屋」に対する営業許可でもあった。

市の立つ日には、多くの商人は市を目指してやってくるが、近くに別の市場があるとすれば、その市場が交通の要衝にあっても、市場を通過する商人も出てこよう。それ故ここでは、〈塩や相物に限っては通過していけない、必ず「苜中府宮の市場」に出入りせよ〉と命じているのである。通行する塩商人や相物商人に対し市場への出入りを強制したのは、市場検断権の持ち主である「問屋」であったろう。市場が社会経済の道に依存していたので、彼らは道路に対する支配にも関与したのである。

市場が社会経済の道に依存し、その道が胃袋のように膨らみ、〈外から人や物を取り込み、混ぜ合わせるところ〉が市場となったと考えるなら、当然「問屋」が市場の出入口を押さえており、そこで通行税・入場税を徴収する仕組みがあったと考えられよう。ここから市場も一種の関所で、経済関として、「問屋」を通じて関銭徴収が行われていたと考えられる。第一条の「当市場諸役免許の事」は市場の出入口での「諸役」徴収を禁じたもので、これは経済関の機能の否定を明言したものである。

しかしこのことは「問屋」の持つ関所の機能を全て否定したのではなかった。次の第二条「郷質・所質」「押買・狼藉」はこの「問屋」の持つ警察機能に関わっている。「郷質・所質」「押買・狼藉」の禁止は直接的には市場に来る人々に対しての命令であるが、問題なのは市場の平和、市場検断権であり、市場の管理者である「問屋」に対する命令である。もちろん市場検断権者が手に負えない場合には信長権力が「速やかに厳科に処す」べく待機していた。

2) 三カ条の解釈

ここではこの定書の分析を、この定書の特徴をなす第三条から始めたい。既に述べたように、第三条の「俵子・しほあひもの可出入事」は奥野説のような〈出入りの許可〉ではなく、〈特権商人〉・〈遠隔地商人〉たちに対して「苜中府宮の市場」への出入りを命じたもので、街道を通る商人たちに対して「苜中府宮の市場」を通過することへの禁止でもある。彼ら大商人の動向が流通を左右したことから、一向宗の寺内町に対する対抗処置と

いう性格を見出すことが出来よう。

それ故この第三条によって「苜中府宮の市場」が「俵子・塩相物」の流通センターとなり、この市場から多くの〈小売商人〉・〈振売商人〉たちが各地に売りに出かけたと考えることが出来よう。私は「知多郡・篠島商人宛て自由通交令」で、知多郡・篠島商人たちは「郷質・所質」や「喧嘩」等から人身の自由を保護されたとした。これと同じことが彼ら〈特権商人〉・〈遠隔地商人〉にも当てはまり、彼らの出入りする市場でも「郷質・所質」や「押買狼藉」は禁じられたと思われる。

つまり第二条の「郷質・所質これを執るべからず、押買・狼藉すへからさる事」は「苜中府宮の市場」に出入りする全ての商人たちが、〈特権商人〉たちと同様な人身の自由を保障されたことを意味していよう。また第一条の「当市場諸役免許の事」は、「苜中府宮の市場」に出入りする全ての商人たちに対する「諸役」徴収の禁止である。これは「市場」に出入する全ての商人たちが、信長によって特別に保護された〈特権商人〉・〈遠隔地商人〉たちと同様の取扱になったことを意味していよう。

つまり第三条の「俵子・塩相物」の出入りを条件に、「苜中府宮の市場」は全体として信長の保護下に置かれ、商人たちは特権によって保護されることとなった。先にわれわれはこの定書を〈限りなく楽市令に近いもの〉としたが、そのような状況をもたらしたのは、この市場への「出入」を命じられたⅡ・Ⅲ) タイプの特権商人「俵子・塩相物商人」と思われる。このことは、六斎市に集うⅣ) タイプの小規模商人たちには大きな福音となったのである。

7. むすび

これまでこの文書を分析するに当たって、私は「定 苜中府宮」という「定書」の書き出しの部分に十分な注意を払ってこなかった。しかしながら、分析の結果明らかになったことは、この朱印状の受取人側の主張・要求よりも、差出人である信長側の主張・政策意図のほうが、この文書には強く反映していると云うことである。書き出しの部分に明記されているとおり、この朱印状は信長が苜中府宮に対して〈定めた〉もの、信長の意思表示となろう。

このことは苜中府宮が信長の直轄地の中にあり、信長の保護下にあった特権商人である「俵子・塩

相物商人」を問題としていることから、必然的に導かれる事柄であろう。その点で、「瀬戸宛て信長制札」に於いては、「制札 瀬戸」とあり、瀬戸側の分国往還の自由要求に信長が応える側面が見られたこととは性格を異にしている。藤木久志氏は後北条氏の「楽市令」に対して次のように述べている⁽⁴¹⁾が、これは「苜中府宮の市場」にもそのまま当てはまると思われる。

楽市政策とは、旧来寺社・土豪等の支配下に封建的・分散的に存在した既成の市庭にまず着目した大名が、これを自らの保護＝支配のワケ内に『開放』させることによって、大名権力下に領国市場の一環として編成するものに他ならない。

注

- (1) 『聞き書 愛知の食事』農文協 1989年
- (2) 藤木久志「大名領国の経済構造」(永原慶二編『日本経済史大系』2中世 東京大学出版会 1965年 のち同著『戦国社会史論』東京大学出版会1974年、佐脇栄智編『後北条氏の研究』吉川弘文館 1986年 再録)
- (3) 池上裕子「戦国期都市・流通論の再検討」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房 1999年 所収)
- (4) 奥野高廣『増訂版 織田信長文書の研究 上』吉川弘文館刊(初版1969年、増訂版1988年) 第301文書 491頁
- (5) 岩波書店 2001年
- (6) 愛知県 2003年 第783文書 400～401頁
- (7) 492頁
- (8) 「熱田八ヶ村宛て信長制札」『弘前大学教育学部紀要』第90号、「瀬戸宛て信長制札」『弘前大学教育学部紀要』第91号
- (9) 桑田忠親校注 人物往来社 1965年 巻首 29頁
- (10) 『中世商品流通史の研究』法政大学出版局 1972年
- (11) 『史林』48-1 1965年 「大名領国形成期における中心村落の形成」と改題し、『戦国城下町の研究』大明堂 1985年 に再録。
- (12) 笹本正治「市・宿・町」岩波講座『日本通史』第9巻 1994年
- (13) 『愛知県の地名』平凡社 1981年「稲沢市」の項 407頁
- (14) 豊田武『中世日本商業史の研究』岩波書店 155頁
- (15) 永原慶二「大名領国制下の貫高制」(『戦国期

の政治経済構造』岩波書店 1997年 所収 110頁)

- (16) 『織田信長文書の研究 上巻』1号文書
- (17) 小島広次「勝幡系織田氏と津島衆」名古屋大学国史研究室編『名古屋大学日本史論集 下巻』1975年 49～57頁
- (18) 小島広次「勝幡系織田氏と津島衆」43～44頁
- (19) 小島広次「勝幡系織田氏と津島衆」34頁 注5には「米之座、堤下、筏場、今市場、下構の五ヶ町を津島五ヶ村と呼んだ」とある。
- (20) 永原慶二「戦国期の都市と物流」『戦国期の政治経済構造』所収 327頁
- (21) 『弘前大学教育学部紀要』第91号
- (22) 『織田信長文書の研究 補遺』補遺52文書 55頁 『愛知県史』第372文書 189頁
- (23) 中村格「乱世猿衆者の生きざま」(『室町能楽論集』わんや書房 1996年 所収 344頁)
- (24) 「兼見卿記」天正三年四月十日の項に、尾張国府中社の彌宜尉大夫が官位を得るため上洛したとある。『愛知県史』第1077文書 538頁参照。
- (25) 『愛知県史』第225文書 107頁 『織田信長文書の研究 上』第33文書 67頁
- (26) 『愛知県の地名』稲沢市「阿弥陀寺」の項 415頁
- (27) 小林健太郎『戦国城下町の研究』(前注11参照) 290頁。なお、若山善三郎編『尾張国遺存豊臣秀吉史料写真集』名古屋温古会 1935年 第43号
- (28) 岩波講座『日本歴史8 中世4』1976年
- (29) 「本願寺教団と商業」『中世後期の寺社と経済』思文閣出版 1999年 131頁
- (30) 岩波講座『日本古典文学大系95』『戴恩記・折たく柴の記・蘭東事始』昭和39年 89頁
- (31) 『信長記 上』現代思潮社 1981年 110頁
- (32) 桑田忠親校注『信長公記』人物往来社 1965年 89頁、98頁
- (33) 『日本中世の都市と法』吉川弘文館 1994年 286～287頁
- (34) 「鋳物師水野太郎左衛門」『弘前大学教育学部研究紀要クロスロード』第6号2002年
- (35) この定書と良く似たものに、徳川氏と後北条氏の出した楽市令E・Fがある。前者のEは次のようにある。

(朱印) 小山新市之事

- 一 為楽市申付之条、一切不可有諸役事
- 一 公方人令押買者、其仁相改可注進事
- 一 於彼市国質郷質之儀、不可有之事

右条々 如件

永禄拾三季

十二月 日

また、後者のFには次のようにある。

掟
 一 市之日一ヶ月
 一日 六日 十一日
 十六日 廿一日 廿六日
 一 押買狼藉、堅令停止事
 一 国質郷質不可取之事
 一 喧嘩口論令停止事
 一 諸役一切不可有事
 已上
 右、為樂市、定置所如件
 天正六 奉之
 九月廿九日 山角上野介
 世田谷新宿
 元龜三年九月 日 (朱印)

A・E・Fと後注(30)の金森樂市令Hをそれぞれ比較すると次のようになる。なおFにある第二条「押買狼藉」、第三条「国質郷質」、第四条「喧嘩口論」は市場法令の典型であるが、A・Eには「喧嘩口論」の項目が落ちていることになる。佐藤氏はHの第一条を「国質・郷質不可押執」と読んでいます。これとA「郷質所質」とE・F「国質郷質」を「質取り」と云う同一概念で括った。Aの「俵子・しほあひもの可出入事」は「俵子・塩相物」という特定の商品指定して、市場に出入りするよう命じたもので、これを「市場強制」とすると、Hの第二条の「往還之荷物、当町江可着之事」は金森を通る支那街道を往還する商品一般を問題としたもので、これも「市場強制」となる。

- (36) 岩波書店 初版 1944年、増訂版 1952年
- (37) 『織田信長文書の研究 上』第268文書 444～445頁
- (38) 『織田信長文書の研究 上』第341文書 576頁 次に全文を掲げる。なお、佐藤氏は第一条後半を「国質・郷質不可押執」と読んでいます。
 定 条々 金森
 一 樂市樂座たる上ハ、諸役令免許畢、并国質・郷質不可押口、
 付理不尽之催促使、停止之事
 一 往還之荷物、当町江可着之事
 一 年貢之古未進、并旧借米銭已下、不可納所之事
 右、於違背之輩者、可処罪科之状如件
 元龜三年九月 日 (朱印)
- (39) 「関と問の同質性」については、鍛代敏雄「関所試論戦国期の新関」『中世後期の寺社と経済』参照。
- (40) 寺尾文書『静岡県史料』
- (41) 藤木久志「大名領国の経済構造」(前注2参照)

(2004.1.15受理)

	A 苜中府宮	E 小山新市	F 世田谷新宿	H 金森
諸役免除	第一条	第一条	第五条	第一条
質取り	第二条	第三条	第三条	第一条
押買狼藉	第二条	第二条	第二条	×
市場強制	第三条	×	×	第二条